

# 特別障害給付金 (令和4年4月1日現在)

項目	概要
請求	65歳に達する日の前日までに、市町村役場を経由して厚生労働大臣に対し、認定請求をする。(窓口は市町村役場、審査は年金機構)
支給額	1級は52,300円、2級は41,840円(いずれも月額)(1級は2級の1.25倍)
改定	毎年度、物価スライドを採用し政令によって改定
支払期月	年金と同じ。毎2.4.6.8.10.12月にそれぞれの月の前月分までを支払う。
増額改定	障害の程度が増進した場合の増額改定は、改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から
減額改定	障害の程度が低下した日の属する月の翌月から
費用負担	全額国庫負担
支給制限	① 前年の所得が政令で定める額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月まで、その額の全部または2分の1が支給停止。 ② 日本国内に住所を有しない場合、刑事施設等に拘禁されている場合は不支給。

※法定額は1級50,000円、2級は40,000円(いずれも月額)。

※給付金請求に必要な書類は、障害年金請求と同様(診断書・受診状況等証明書・レントゲンフィルム等)

※学生未加入の方は在籍証明書、被用者年金の配偶者であることの未加入者は、戸籍謄本が必要。

※給付金受給者の国民年金免除は、法定免除ではなく申請免除である。